「男女の賃金の差異」の情報公表

2022年7月8日施行の改正女性活躍推進法に基づき、フューチャー・アンティークス株式会社の「男女の賃金の差異」の情報を公表いたします。

区　　分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全　労　働　者	85.5%
正 規 労 働 者	86.8%
非 正 規 労 働 者	-

【付記事項】

対　象　期　間	2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）
正 規 労 働 者	正社員・無期雇用
非 正 規 労 働 者	パート・有期雇用
賃　　金	基本給、超過勤務に対する報酬、賞与、その他各種手当 （通勤手当、確定拠出年金企業型の積立金は除く）

【差異についての補足説明】

フューチャー・アンティークス株式会社において、同等業務に従事する従業員に対して、男女の処遇に違いを設けておりません。また採用においても同一の採用基準を以て運用しております。

今後も男女の賃金差異の縮小を目指し、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」に掲げた内容を実践してまいります。